

施策	4201 総合的な福祉サービス提供体制の構築							
区分	妥当性	妥当	コスト削減の余地	無	受益者負担	適正		
	上位貢献度	有効	類似事業の有無	無	成果向上の余地	有		
対象	発達障がい者等							
施策が目指す姿	総合的な福祉構築のための基礎づくり、相談窓口の設置や専門職の充実、医療機関・教育機関・就業斡旋機関等との連携強化等を図りながら、包括的な地域支援体制の構築を進める。							
成果指標	発達障がい者等巡回相談率... 5年間で目標値73.5% (現状値70.5%) 生活支援コーディネーター充足率... 5年間で100% (現状値21.4%)							
目 標 達 成 状 況		平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度		
	成果指標 1 [ % ]	予定	70.70	71.40	72.10	72.80	73.50	
		実績	105.28	107.14	96.91			
	成果指標 2 [ % ]	予定	21.40	42.80	64.20	85.70	100.00	
		実績	21.40	28.60	42.90			
		単位コスト	11,615.84	30,488.22	2,563.19			
	成果指標 3 [ ]	予定						
		実績						
		単位コスト						
	成果指標 4 [ ]	予定						
実績								
	単位コスト							
トータルコスト (千円)	予定	1,184,417	871,963	109,961	0	0		
	実績	248,579	871,963	109,961	0	0		
内 部 評 価	貢献度	上位施策の目標指標「障がい者に対する支援満足度」を向上させるためには、障がい者に対する相談支援施策が重要であるため、本単位施策の貢献度は高い。						
	達成状況	ニーズに応じた保護者の相談や児童支援に対応し、発達障がい者等巡回相談の目標値を達成することができた。						
	課題	関係機関が協力して、対象児童だけでなく、その児童を含む家族が抱える問題を包括的に支援していく取り組みが必要である。						
	取組方針	専門的なアセスメントに基づき、関係機関との連携を図りながら、ニーズに合わせた対応を行えるよう支援体制を整備し、継続的な相談支援を行う。						
外 部 評 価								
単 位 施 策 達 成 の た め の 事 務 事 業	事業コード	名 称				トータルコスト(千円)	達成度	
	203301	就学前障がい児等発達支援事業費				7,801	89	
	203101	発達障がい者等相談支援事業費				11,072	68	
	201301	社会福祉施策推進委員会運営費				1,676	1	
	201801	福祉事業者指定事業費				30,507	1	
	203501	こどもサポートセンター管理運営費				11,147	1	
	745301	多機関協働包括的支援体制構築事業費				14,400	1	
	790601	会計年度任用職員人件費(福祉総務課)				3,166	1	
	811001	子ども若者ひきこもり支援事業費				0	0	
	832101	児童支援記録データ化推進事業費					0	

## 単位施策評価表 補表

施策	4201 総合的な福祉サービス提供体制の構築		
区分	妥当性	妥当	法律で、地方公共団体の責務として、適切な発達支援が行われるよう必要な措置を講じるように定めており、市が事業を実施することは妥当である。
	コスト削減の余地	無	事業費の大部分を専門員の人件費が占めているが、専門的支援を必要とする児童は増加の傾向にあり、コストの削減は困難である。
	受益者負担	適正	子育てや発達についての相談支援は受益者負担を求める性格のものではなく、負担なしであることは適正である。
	上位貢献度	有効	就学前から18歳まで切れ目の無い支援を実施しており、上位施策「総合的な福祉の構築」に大きく貢献している。
	類似事業の有無	無	—
	成果向上の余地	有	関係課と連携を強化することで、家族全体の問題に対応することができる。
内部評価	貢献度	医師、臨床心理士、言語聴覚士等の専門性を活用した相談支援を実施しており、上位施策の目標指標「障がい者に対する支援満足度」を向上させるための貢献度は高い。	
	達成状況	保護者の相談数や児童支援数が順調な伸びを見せ、令和2年度の発達障がい者等巡回相談率の目標値を達成することができた。	
	課題	関係機関が協力して、対象児童だけでなく、その児童を含む家族が抱える問題を包括的に支援していく取り組みが必要。	
	取組方針	単独の相談機関では十分に対応できない「制度の狭間」の問題に対応するための新たな相談窓口の設置については、国のモデル事業である「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」を実施した。	